

社会福祉法人陽の児ら会

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽の児ら会（以下「法人」という。）の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、評議員をいい、その他の役員とは、第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 業務執行理事とは、理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、理事会、評議員会その他、法人に関わる行事等への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。ただし1日に複数の行事に出席する場合重複して支給はしない。

- 2 前項へ定めるもののほか、監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(業務の内容)

第4条 役員等報酬を支給する業務の内容は次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会・監事会・評議員会
- (2) 監事による監事監査、随時監査、日常検査
- (3) 行政等による監査立会
- (4) 役員の研修参加など理事長の命を受けて法人の運営のための業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬額)

第5条 第3条に定める報酬額は、別表記載の額とする。なお、別表記載の決定方法に従って報酬額を定めない場合は、無報酬とする。

- 2 各年度の総額は、理事240,000円、監事100,000円、評議員140,000円を超えない範囲で報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月31日より施行する。

この規程は、令和4年11月12日より施行する。

別表

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(2) 監事

	日額
監事監査への出席（税理士等資格者）	7,000 円
〃 （有資格者以外）	5,000 円
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(3) 第三者委員

	日額
第三者委員会会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(5) 評議員の報酬

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円